

申立書に添付する戸籍謄本等の還付を希望される場合について

申立書に添付する戸籍謄本等の還付（返却）を希望される場合には、申立の際、①還付申請書のほか②戸籍謄本等の原本と③その写し(※)とをあわせて提出（送付）してください。

(※) 写しを作成する場合には、原本のすべてのページをコピーしてください。

還付申請にもとづき、職員が原本とその写しとの内容が同一であることを確認した上で、原本を還付（返却）させていただきます。なお、還付（返却）については、申立事件終了後になることがあります。

郵送による戸籍謄本等の還付（返却）を希望される場合は、還付（返却）用の封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

奈良家庭裁判所